

パブリックコメントを実施します

みなさんのご意見をお寄せください

杉戸町子ども計画【令和7～11年度】(案)

「杉戸町子ども計画」は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、すべての子ども・若者と子育て家庭を支援するための計画です。

対象 町内在住、在勤、在学の方

実施期間 令和6年12月10日(火)～令和7年1月10日(金)

閲覧場所 子育て支援課窓口、行政情報コーナー(役場本庁舎1階)、公民館(西・東)、生涯学習センター、保健センター、子育て支援センター(杉戸・泉)、各幼稚園・保育園(閉庁時間、閉館日を除く)

※町ホームページからもご覧いただけます。

■ご意見の提出方法

- 氏名・住所・電話番号を明記し、提出先へ持参・郵送・FAX・電子メールにてご提出ください。
 - 町ホームページによるパブリックコメント受付フォーム(QRコード)からもお寄せいただけます。
- ※電話等による口頭のご意見はお受けできませんので、ご了承ください。



■ご意見の取り扱い

- ご意見は必要に応じて反映させていただきます。
- ご意見の個別回答や書類等の返却はしませんのでご了承ください。
- 意見募集結果の公表に際し、ご意見の内容以外(氏名・住所・電話番号)は公表しません。

提出先・問合せ 〒345-8502 杉戸町清地2-9-29 子育て支援課 子育て支援担当 内線279
FAX (33) 4561、✉kosodateshien@town.sugito.lg.jp

交通事故被害者のご家族への 援護金について

問合せ 埼玉県交通安全対策協議会 ☎048 (825) 2011
埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 ☎048 (830) 2955

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等(※)を対象に、援護金を給付しています。

※交通遺児等：交通事故(陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故)により死亡または重い障がいを負った保護者に養育されている児童または生徒

給付対象者

県内に在住する乳幼児並びに小・中・高等学校および各種学校等に在学する平成18年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、下表に掲げる世帯に属する者。

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

給付額 子ども1人につき10万円

給付時期 令和7年5月上旬(4月末までに「給付決定通知書」を送付します。)

申込期限 令和7年1月31日(金)まで

申請書類 各市町村、学校等で配布します。

提出先 みずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参
さいたま市浦和区高砂2-12-10
☎048 (822) 0191

【参加者募集】介護のお仕事相談会実施のお知らせ ～介護に興味のある方へのお仕事相談会を実施します～

問合せ (株)パソナライフケア
☎0120 (121) 767
✉saitama-kaigo@pasona-lc.co.jp

埼玉県では、介護のお仕事応援ポータルサイト「SAITAMA KAIGO NEXT」を開設し、介護の仕事に興味がある方、介護職に復帰したい方、キャリアアップしたい方へ、お仕事紹介・職場体験を通して、就業までの支援を無料で行っていきます。

町では、介護のお仕事をお探しの方を対象にお仕事相談会を実施します。初めて介護のお仕事を希望される方、資格をお持ちでない方、ご高齢の方でもお気軽にご参加いただけます。

皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

日時 12月20日(金) ①13時～、②14時～、③15時～ ※各回2名まで

場所 役場本庁舎3階 第1会議室

内容 介護の仕事を希望される方への個別相談
(本事業の概要案内、就業相談、求人紹介、個別お仕事相談等)

申込 12月18日(水)までに電話、URLまたは右記QRコードから事前予約
☎0120 (121) 767 URL <https://kaigo-next.pref.saitama.lg.jp/>



三井住友信託銀行での公金収納の 取扱いが終了します

問合せ 税務課 収納担当 内線240・244
町民課 後期高齢者医療担当 内線259・456
高齢介護課 介護保険担当 内線315・316
子育て支援課 幼稚園・保育園担当 内線268
上下水道課 料金担当 ☎(37) 1240

三井住友信託銀行杉戸支店窓口での町税等の納付書の取扱いは、令和7年3月31日(月)で終了します。

令和7年4月1日以降は、お持ちの納付書の納付場所に「三井住友信託銀行」と記載されている場合でも、同銀行の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

また、現在、三井住友信託銀行で口座振替をしている方は、令和7年4月以降、口座振替ができなくなります。引き続き口座振替を希望される場合は、他の金融機関へ変更手続きをお願いします。詳しくは、各科目の担当課へお問合せください。

※地方税統一QRコード(eL-QR)が印字されている町税の納付書は、引き続き納付いただけます。

インターネットと人権

インターネットの普及により、誰もが容易に情報を発信できるようになった反面、他者を傷つける言葉や攻撃が拡散しやすい環境が生まれました。誹謗中傷は被害者の精神的な苦痛を生み出し、社会的孤立や自殺に追い込むこともあります。

パリ2024オリンピック・パラリンピックにおいても、インターネット上の誹謗中傷が問題とされました。選手や審判に対し、悪口やでたらめを書き込みその名誉を傷付ける行為が多数見受けられました。その結果、JOC(日本オリンピック委員会)が緊急声明を発表する事態にまで発展しました。

このような行為に対して、日本を含め各国では法整備を進め、誹謗中傷に対する規制を強化しています。しかし、法的対策だけでは問題を完全に解決することはできません。インターネット上の表現の自由を尊重しつつ、他者の権利や尊厳を守るためには、利用者一人ひとりが責任ある行動を取ることが求められます。

インターネットは便利で多くの利益をもたらす一方、その利用が人権侵害につながるリスクを常に伴います。この問題を解決するためには、法的な取り組みとともに、社会全体での意識改革が必要です。

埼玉県では、12月4日から10日までの期間を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」として定めています。

問合せ 社会教育課 人権教育担当 内線482 / 人権・男女共同参画推進課 人権担当 内線217